



The 8th General Conference  
of EASTICA & Seminar  
2007. 10, Tokyo

## パネルディスカッション

司会 それではお待ちいたしました。第二部を始めたいと思います。先ほどから申し上げておりますように、第二部はパネルディスカッションでいきたいというふうに考えております。

最初に、パネリストの皆様をご紹介申し上げます。皆様から向かいました左側から、ただいまご講演をいただきました東京大学史料編纂所教授の保立道久さんでいらっしゃいます。それから、続いてマレーシア国立公文書館電子記録支援業務責任者のシャイディン・シャフィーさんでいらっしゃいます。それから真ん中は、実は中国の呉さんの看板が出ておりますが、北京档案局 IT 部長のチェン・ウェイさんでいらっしゃいます。それから、チェンさんのお隣が韓国の金さんでいらっしゃいます。そして、一番私寄りといえますが右側が、米国国立公文書館のケネス・ティボドーさんでいらっしゃいます。

簡単にご紹介をいたしますと、保立先生とそれからシャイディン・シャフィーさんについては先ほどご紹介をいたしました。それから、ティボドー博士につきましても先ほどご紹介をさせていただきます、ごく簡単でございますが。真ん中に座っていらっしゃいます中国の北京市档案館の IT 部長のチェン・ウェイさん、簡単にご経歴をご紹介します。1992年北京師範大学のシステム理論学科を卒業されて、2006年に中国人民大学の档案学科を修了され、中国档案学会の副会長、それから自動化委員会の委員を兼ねておられます。それから北京档案学会の近代技術採用委員会の副委員長で、多くの研究

プロジェクトを指導してその一部は中国国家档案局並びに北京市档案館から表彰されるなど、多方面にご活躍でいらっしゃいます。

それから、今のチェンさんとティボドーさんの間の、韓国国立公文書館プロセスリエンジニアリングチームの責任者でいらっしゃいます金才淳さんでいらっしゃいます。金さんのご経歴は、1992年に韓国政府記録保存所、現在の国立公文書館でございますが、ここにアーキビストとして採用されまして、韓国の公共機関記録物管理法の制定、それから国立公文書館新館建設プロジェクトに参画されました。2005年から電子記録とアーカイブズ管理システムの刷新及び設計プロジェクトを担当され、現在はプロセスリエンジニアリングチームの責任者として記録管理システムの改革に取り組みされるとともに、2008年の新館開館式典の準備に当たっておられます。

それではパネルディスカッションをこれから進めてまいりたいと存じますが、最初に第一部で保立先生とシャフィーさんのお話をいただきました。保立先生からは歴史学の視点からデータベースの問題ということで具体的な提言も幾つかございました。それから、シャイディン・シャフィーさんはマレーシア政府の電子化の取り組みについて、まだ確かに最終的な実現というところまでは至っていないかもしれませんが、非常に具体的な状況をご説明いただけたというふうに思います。そういう状況をひとつ日本の我々としては知識として学ぶことができたわけ

でございますが、EASTICAとして、東アジア地域として、それでは中国と韓国はどうなっているんだろかということがございます。ここにおいでになります中国と韓国のパネリストの方々から、大体お一方10分程度ご発言をいただいて、中国、韓国の状況などについてお教えいただければありがたいというふうに考えております。

それでは最初に、中国のチェンさんからよろしく願いをいたします。

チェン ご紹介ありがとうございます。それでは中国語に切りかえたいと思います。

保立先生とシャイディンさんがすばらしいプレゼンをされました。少しコメントと、またご質問を申し上げたいと思います。後ほどQ & Aのセッションがありますけれども、パネリストのこのお二人にまずご質問をしたいと思います。

私はコンピューターの関係の仕事をしております。ですので、歴史について非常に興味を持っています。プレゼンでこのお二人の学者の方々がおっしゃったことに対して非常に興味があります。特に歴史の研究にかかわっておりますので、いろいろな東アジア、特に最近においては情報交換がされたと思います。恐らく共同で歴史研究が必要ではないでしょうか。特に保立先生のプレゼンでは、アジアの歴史の価値について触れられました。特に保立先生のこの点については感銘を受けました。グローバル化に伴いまして、アジア諸国はいかに最も我々の歴史の核となる価値をどうやって保持するかという点であります。一昨日日本の国立公文書館を訪問しましたが、非常に感銘を受けました。特に漢籍を見せていただきましたが非常に感銘を受けました。アジアにおいては諸国の文化も、そして言語も違うわけですが、しかし恐らく類似点もあるでしょう。

それでは本題に入りましょう。我々が直面している最大の課題というのは電子記録であります。恐らくメタデータが主たる問題ではないで

しょうか。昨日のプレゼンでは、ダブリンコアのイニシアチブの話がありました。アーカイブズコミュニティは、この点についてはいろいろな感銘を受けたということです。特に我々の作業においては有効だということです。

そしてまた、ダブリンコアの進展に伴い、もちろん違いはありますけれども数百とか200のメタデータというようにメタデータが巨大化しています。100、200のメタデータはある意味では問題だと思えます。これに我々は注意しなければいけないと思えます。これらのすべてのメタデータは有効性があるわけです。こういうようなメタデータをどうやって生かしていくかというのを我々はちゃんと熟知しているのでしょうか。コンピューターシステムの観点からいけばありとあらゆる情報があるわけです。それらは情報が生成されています。すべての記録は保存できません。メタデータにも同じ問題があります。そういうような、どうやって多くの情報を保存していくか、そしてコストのバランスも考えなければなりません。

メタデータにおいてはいろいろな発展が見られます。すべての地域、すべての業界において戦略をねらえるかどうかわかりません。メタデータの管理において、メタデータは我々の独自ルールでつくっています。保立先生がおっしゃったようにアーカイブズコミュニティ、そしてまた歴史家が協力しなければいけないと思えます。全く先生と同感であります。アーカイブズというのは、例えば上海市公文書館がアーキビストと協力して評価選別、そしてアーカイブズを解明しています。また、韓国、上の同僚も同じような作業を数年前にやったと聞いております。そしてメタデータのスタンダードに関しましては、恐らく2つの観点で考えなければいけないと思えます。

まず第1に、歴史の資料はメタデータを使う1つのアプリケーションだと思えます。その応用にはまずメタデータのフレーム枠を考えなけ

ればいけないと思います。その場合には歴史の研究に生かせるかどうかであります。アーキビストにとって、メタデータのフレーム枠を構築する際にはありとあらゆる考慮をしなければいけません。保存とか利用であります。メタデータに親しみを持つ前に、こういうような応用ということも考えなければなりません。歴史研究は必要なのか、メタデータのフレーム枠に照らし合わせてやらなければいけないのか、または歴史研究の新たな需用が出ているのかどうか。

もう一つの側面というのは、歴史の研究をそのデータベースとして構築すべきかということでもあります。もちろんアーカイブズ情報とかいろいろの刊行物があると思います。そういうようなデータベースというのは、過去においてそういうような研究はペーパーベースで刊行物として、そしてアーカイブズまたは図書館に置いて保存されて将来利用されたわけです。しかし、オンラインの情報化、そして多くのオンライン、オフラインのデータベースがありますので、我々の生活、そして仕事に大きな影響があります。こういうようなデータベースを保存することによって、そして将来どうやってこういうようなデータベースを保存すべきかどうかが、その答えがイエスならばどうしたらいいんでしょうか。どういうような対策をアーカイブズコミュニティはとったらいいのか、そして、アーキビストはどういうような責任を担うべきなのか。保立先生、またほかの専門家、お答えいただけませんかでしょうか。

もう一つ私が心配しているのは、ペーパーベースの文書が電子記録と一緒に共存したときに、シャイディンさんがおっしゃったように、マレーシアの状況も中国の状況も同じです。もちろん電子記録をそのペーパーベースの文書と一緒にキープすることは大変だと思いますけれども、きのうのスピーカーがおっしゃったように、マレーシア、日本、アメリカではどうやってこの問題を対処していらっしゃるでしょうか。電子記録

だけ管理したらいいんでしょうか。それともペーパーベースの文書と電子記録、両方をどうやって保持したらいいんでしょうか。

司会 大変貴重な問題提起をさせていただいたと思います。後ほど、ご指名のありました保立さん、それからシャフィーさんからご返事もいただきたいと思います。今は引き続きまして、次に韓国からの金才淳さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

金 おはようございます。私の名前は金才淳です。

10分というお時間ですので短くお話しさせていただきます。保立様の方からは前近代の歴史資料のデジタル化、それから近代の資料についてもデジタル化が大変重要だということをおっしゃいました。また、その中で歴史家とそれからアーキビストの間の協力関係がいかに大切かというお話をされました。前近代の歴史資料を保管している機関と近代アーカイブズとの協力ということをおっしゃっていたと思います。これは本当にそのとおりだと思います。心から賛同いたします。

そこで保立先生のご意見に私もある提案を加えたいんですけれども、記録をデジタル化する際にはある程度の標準規格、標準化が必要だと思います。まず1つの標準化は記録の分類に関する標準化作業です。また、その記述のアイテムについての標準化が必要だと思います。私を知る限り、前近代の資料の分類というのは従来の分類法に従っていると思います。例えばこれらの分類は、近代では特にデジタルの世界にはそぐわないものになってきていると思います。そこで分類とそれから記述のアイテム、これらを東アジアで標準化することが大変重要だと思います。そのために、各国がデジタル化を進める、そしてシステムのネットワーク化を進めるべきでしょう。当然、オンラインのサービスというのは効率はいいですから、それによって相乗効果が生まれると思います。

そこでご質問ですけれども、前近代資料の分類方法というのは、日本ではどうなっているのでしょうか。それが1つ目の質問です。分類方法の標準化はどうなっているのでしょうか。それから2つ目、標準化が必要なのは技術です。つまりどのフォーマットが最も望ましいのか、そしてどのようなDPIが望ましいのか、またどのようなユーザーインターフェースを使うべきなのかというのがデジタル化には最も重要だと思います。ですから技術の標準化です。そこでまたご質問ですけれども、日本ではそういった分野で確立された基準、規格というのは既に存在しているのでしょうか。

それから、シャイディンさんへのご質問ですが、シャイディンさんが記録管理プロセス、システムを設計された際、一番難しいプロセスは記録の公開の再分類だと思います。つまり、公開してもだれも検索しない資料については再分類するべきだと思うんです。韓国では、10年間たっても公開されない、あるいはだれからも検索されないものについて記録は再分類化されます。ということで、マレーシアではこのようなリオープニングのプロセスというのは存在するのでしょうか。

司会 どうもありがとうございました。これも具体的な質問を出していただきましたんですが、後ほどご回答をいただくことにいたしまして、まずきのうからの杉本先生の基調講演も含めまして、ティボドーさんから、全体についてのコメントとかあるいはご意見をちょうだいしたいと思います。ドクター・ティボドー、どうぞ。

ティボドー 米国国立公文書館のケネス・ティボドーと申します。本日の午後の2つのペーパーにつきましては、非常に広範囲にわたってご発表がありました。多くの内容がありまして非常に複雑であったと思いますので、幾つかのトピックだけコメントさせていただきたいと思います。

まずシャフィーさんの方からですけれども、

マレーシアの国立公文書館におきまして内部的にも外部的にもイニシアチブを進めていらっしゃることをご発表なさいました。まず内部的には電子記録の収集、保存と、それからアクセスを提供するための努力、そして外部的には、いろいろな政府の省庁における現用・半現用両方の記録の管理について努力をされていると思います。非常に重要な側面についてシャフィーさんから話があったと思いますけれども、アーカイブズと電子記録管理システムについてお話いただいた以外にもおそらくマレーシアの国立公文書館では各種の標準をつくり、ガイドラインを策定し、またいろいろな提言もなされる責務を負っていらっしゃるかと思います。

また、今朝カントリーレポートの方でもEASTICAのメンバーから話がありまして、このような標準作成の責務はアジアでは決してユニークな動きではないということでありました。明らかにeガバメントの進展という現実の中で、アーカイブズはできる限り電子記録について学ぶべきでしょう。それから、同時に政府機関がよりよく業務を遂行し電子記録を管理していけるよう支援することはアーカイブズの責任でもあり、ほかの省庁を手助けできる機会でもあるかと思います。我々の方は、いろいろな省庁におきまして実際に作業していらっしゃる方、それから、ITの専門家でeガバメントへの移行を担っていらっしゃる方は、もしかしたらアーカイブとか電子記録管理というのをご存じないかもしれません。たとえばアメリカではITの専門家がアーカイブというふうに言ったときには、大体サーバーとかディスクとかテープ、1週間以上のデータセットのことを言っているわけです。我々のいうアーカイブというのはまた違った意味を持つわけであります。ですので、我々のそのような記録管理やの保存の話とはアプリー地の仕方が全く異なります。

昨日の基調講演でも申し上げましたが、アーキビストは電子文書の長期保存の方法と長期的

なアクセスビリティを保証するための知識を持っていないかもしれません。しかし、我々にかけているのは純粋にテクノロジカルな解決法です。ですが、少なくとも我々は、ビジネスの過程で生み出され蓄積されたドキュメントの価値、またそれがその後果たず役割というものについては、深い知識を持っており、そのことは政府の各省庁、その機関におきましても大きな意味をもつ重要なことです。また、アーカイブの問題、電子文書の長期保存方法について我々が学ぶことは、政府の業務におきましても価値があることだと確信しております。アメリカにおきまして、多くの省庁で50年、70年、またはそれ以上というような形で情報を維持しておかなくてはいけないというところがあります。そのような記録は20年ほどの後には電子文書保存の問題に突き当たるでめりましょう。そのとき、アーキビストの洞察が、問題の解決に役立つでしょう。

また、保立先生の方から我々が西洋において犯した間違いを正してくださったということがあります。伝統的に西洋におきましては、アーカイブズ学は歴史学の一部とされてきましたが、保立先生は歴史学こそがアーカイブズ学の一部であるということをおっしゃったわけでありませう。また、我々はより緊密な関係をアーカイブズ学と情報科学の間で結ぶべきだということをおっしゃいました。これは非常に重要なことだと思ひます。やはり新しい学問、アーカイバルエンジニアリングという部門が必要になってきていると思ひます。この学問の専門家は、アーカイブズ学の基礎を持って記録の本質業務の過程で蓄積された記録の組織的な相互の関連性を理解しているでしょう。そして、その記録を信頼性の高いものに、また真正性を保っていくものでしょう。そして、技術的専門的知識を組み合わせることによって、アーカイブの問題、記録管理を解決に導くでしょう。

私がこのような考えを持つようになったのは、数年に渡り一緒に仕事をしたある優れたサンディ

エゴのスーパーコンピューターセンターの専門家によってです。彼等は国立公文書館の多くの調査をしていました。そのとき彼が言っていたことですが、アーキビストが与える問題で我々が解決できないということが問題となっているわけではない。技術者はその解決策が最良の策であるかどうか分からない、と彼は言ひました。アーカイブの本質を理解し守るべき要件を知っている必要があります。そのためにアーカイブズ学というものがあるのは問題の解決のためにはまず必要となるのです。新しい学問、アーカイブズ学、そして情報科学をあわせればその解決策が出てくるわけでありませう。

また、保立先生の方から話がありましたけれども、より学問的な基礎がアーカイブにも重要でありませう。アーカイブズ学におきましても大きな進展がありました。アーカイブズ学はアメリカにおいて比較的新しいもので、また非常に珍しいものです。アメリカのアーキビストは実務家です。記録を保存し、アクセスを提供する、またデータの記述もしなくてはならない、理論的な部分や学問的な側面というものに時間を割く時間は余りありません。伝統的なアーカイブズ学はヨーロッパで生まれ、アーカイブズの本質や相互関係に対する恒常的で深い洞察を通して発展してきてきました。

また、ヨーロッパの歴史的なニーズによってアーカイブズ学というものが出てまいりました。知的所有権、所有権ということに関わっていたために、中世の文書の解読がドキュメントの真正性というもの非常に重要だったわけでありませうけれども、アーカイブズ学がこれらの問題解決法とアーカイブにおける要件の本質を取り違えることがあります。それを逆にしていかななくてはならないかと思ひます。すべてのドキュメントを分析することで、その特徴をとらえ、そしてeガバメントが生み出す新たなドキュメントを管理できるようになります。それができれば我々の職能の本質がつくことができるので

はないでしょうか。

また、歴史的な知識を社会のために使っていくことができるかと思えます。せっかくの専門知識ですので、東アジアにおいては文化の資産が失われるということのを避けていかななくてはなりません。保立先生は学術家であるかと思えますけれども、言語があちこちで損失されているということは事実でございます。また、これからさらに多くの言語が失われていく、また文化的な価値といったものも失われつつあるところがたくさんあります。そうなりますと非常に世界が貧しいところになってしまいます。我々は、さらにエネルギー、技術といったものをぜひ使いまして、これを脅威ではなくぜひ機会ととらえまして、さらに伝統の資産を守っていくようにしたいと思えます。ありがとうございました。

司会 今ティボドー先生から、先ほど来いろいろと提起されている問題への解決の1つのキーになるような、特に私自身としては、アーカイブズ学と情報学というものが協調することで、新しいその解決策に向けての方向性が出てくるのではないかというご示唆は大変興味深く拝聴したところでございますが、それでは、今お三方のご発言の中で具体的に質問も出ておりましたので、保立先生とそれからシャフィーさんからご発言をちょうだいしたいと思います。最初に保立先生からよろしくお願いいいたします。

保立 どうもありがとうございました。チェン先生からですけれども、歴史の価値とその東アジアにおける歴史の価値の中心になる部分、これをどう保持していくかということでございますけれども、これについては、やはりその部分は前近代の東アジアに係るさまざまな研究者がある形では責任を持つべきことだというふうに考えます。ただ、この場合に、やはり中国の長い歴史の文化をどのように今の段階で日本、韓国、中国の研究者や学生や市民が受けとめていくかというのがやっぱり一番難しい問題であるというのを私は感じております。

ことしの夏、2回中国に行きまして、1回目は中国の日本学の研究者の集会というのがありまして、そこで講演をさせられまして、2回目は上海の復旦大学で、中国哲学史の人々と日本の歴史家の議論ということで報告をさせられたわけですけれども、やはり中国古典に対する理解は、明らかに私どもの世代の学者になりますと、パニング、消えていっております。戦前の研究者、学者は東洋的な教養がありましたけれども、それがそれこそ先ほどのティボドー先生の言い方ですと消えていっているわけで、これをどうにか作り直して東アジアの価値ということを考える場合には、一応最も古い部分を重視するというのをせざるを得ないというふうに考えております。

二番目に、金先生からですけれども、そういうことをする上で、日本の前近代の資料について基準や規格は存在しているのかどうかということをおっしゃいました。それで、これをつくるために日本のアーキビスト、特に日本のアーキビストは今まで前近代のアーキビストの方々、つまり江戸時代を専門とする国文学研究資料館というところの資料館のアーキビストの方々を中心になってつくってきたわけで、そこに依拠をしてつくってまいりました。

ただ、状況が若干変わってきておりまして、最近フルテキストデータベースが歴史の前近代資料については可能になってきております。それから、画像資料が可能になってきておりまして、膨大な量の画像のファイルを各研究機関で蓄積するようになりました。特にアジア歴史資料センターの画像ファイルは相当膨大なものでございまして、そういう意味で、フルテキストデータと画像データに即したメタデータのあり方というのを再検討せざるを得ない時期になっているのではないかというのが私どもの感じ方です。

この場合に一番重要なのは、特に画像データやフルテキストデータということになりますと、

前近代の文化財のその知的所有権が問題になってしまうわけです。つまり、それらのものはお寺が持っていたり貴族が持っていたり、日本の公家が持っていたり、皇室が持っていたりするものですから、それをデータの的にネットワークで画像まで含めてオープンにするということになりますと、これは知的所有権の問題が出てくるわけであります。その日中韓の国家が本当に東アジアと自国の伝統文化を大事にするならば、前近代のデータについてはできる限りネットワークでオープンにできてみんなで見られるように、その経済的な援助をぜひしてほしいというように私は考えております。そういう意味ではやはり、デジタルデータは重要でありますけれども、いろいろな意味でもとのペーパーの段階での原資料、物そのものを守る鋭意が必要になってきているというふうに思います。

私は前近代の研究者ですから、やはり前近代の昔のデータを文化の基礎として大事にするという主張になるわけですが、ただ、現代社会にとって最も重要なのは明らかに近現代の資料であり、これから未来のための資料なわけです。ただ、その近現代の資料を大事にしていくために、前近代や昔の文化の資料を看板に使うほしい。看板といいますか、つまり前近代のものを大事にするという風習をつくることによって、同時に近現代のアーカイブが、私たち自身の生活の記録であるアーカイブズが大事であるという感じ方を徐々につくって行ってほしいというようなことを感じます。

それをする上では、本当に最先端の国家や、それから情報科学の援助が必要だというように思いまして、最後にティボドー先生がおっしゃったように、非常にそのアーカイバルサイエンスとコンピューターサイエンスの協力というのは非常に挑戦的な課題、非常に中心的な課題になってきているように思います。しかもそれを東アジアでやるというのは相当大変なことでありましてというふうに、ちょっと長くなって、以上

でございます。

司会 ありがとうございます。

では引き続きましてシャフィーさんの方から、先ほどのほかの方々からのコメントにお答えくださいませ。

シャフィー ありがとうございます。

実際、チェンさんのメタデータについてのご質問に対してお答えするには、やはりこれはアーキビストとしてはIT用語なんです。メタデータに対してやはり恐れをなさないということが重要だと思います。実際、我々のアーキビストの仕事以前では、そのアーカイブズの資料についての記述のスタンダードがありました。アーキビストがメタデータとか新しい用語を聞きますと、アーキビストは恐れをなしてしまうわけです。ですので、やはりアーキビストというのは、メタデータというのは今までのものと同じだと、今までICAでアーカイブズの資料の記述規格というのがありましたが、それと同じだというふうに受けとめなければいけないわけです。電子記録にはその記録のための記録をとっておかなければなりません。そのためには3つが必要です。まずコンテンツ、そしてその構造、そしてコンテキストです。この3つが重要です。これが初めの質問に対する答えです。

二番目の質問は、ハイブリッドシステムでした。いかに記録を維持するのか、ハイブリッドシステムを使ったとき、電子記録とペーパーベースの記録があったときには、やはりそれはケース・バイ・ケースだと思います。ペーパーベースの記録が完璧なものであって、電子記録というのはただペーパーベースのものの保管であったならば、ペーパーだけのものを維持していけばいいわけです。しかし、一部が電子記録にされてほかの部分がペーパーベースだったなら、両方とも維持しなければなりません。ということによりけりなわけです。その記録の作成の構成によってのよりけりだということです。では、なぜ記録を保持するのでしょうか。その答えに

再び戻らなければいけないと思います。なぜ記録をアーカイブズの方に移管するのか、やはり完璧なアーカイブズが必要だからです。ですから、それはケース・バイ・ケースだと思います。

それから、金さんから二番目の質問、これはその分類について、我々も同じような問題に直面しています。機密書類などについてアーカイブズでどうやって取り扱うのかということですが、我々の規制では、省庁は機密文書が開示されてからアーカイブズに移管するというのです。つまり、我々国立公文書館において記録を維持し、そして開示するというときには、それは研究目的に限るということであります。このような機密文書というのは公開できません。何という法律でしたか、アメリカの機密文書公開法があります。その法律の施行する前、機密文書を我々の方に移管する前に省庁によって保持されます。しかし、例えば機密文書がロンドンで公開されると、マレーシアでは非公開なのにマレーシアの教授がロンドンに行って、そして機密文書を公開して見てしまうわけです。ということで、そういうような機密文書がその国立公文書館に移管する前に公開されてしまったという問題もあります。

司会 今、一通り、先ほどチェンさんと金さんから出していただいたご質問にお答えいただいたんですが、チェンさんと金さん、何か今の保立さんと、それからシャフィーさんのコメントに対して、ご意見あるいはさらに再質問というものがございましたら、どうぞお出しいただければありがたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

では、ティボドーさんどうぞ。

ティボドー その機密文書の扱いについてはアメリカでは別のアプローチをとっています。我々は機密文書を少なくとも25年間、NARAにおいて機密扱いにします。というのは、そのような文書の保存管理を保証しなければいけないからです。公開まで長年かかってしまうわけ

ですけれども、記録に個人のプライバシーを保護しなければならないことも事実です。元の省庁にこれらの文書を残しておくことと省庁はその年々の業務で大変忙しいため、我々NARAが25年の機密管理を保証するのです。

司会 ありがとうございます。

今出ましたその機密の問題というのも大変大きな問題だと思うんですが、紙からデジタルへという状況の中で、その機密の問題がどう変わるかというような問題もあろうかと思うんですが、基本的にこれは重要な問題で、大きな変化はないかもしれないけれども、技術的にあるいはさまざまな問題の影響を受けて変わらざるを得ない面も出てこようかと思いますが、その辺の問題で、パネリストの皆様方の中でご意見あるいはコメントをお持ちの方、ご発言いただけますとありがたいんですが。

金さん、お願いいたします。

金 では、あるアジェンダを提案したいと思うんですが、記述アイテム、それから分類という問題を、アーキビストとそれから歴史家との間の協力によって達成していくべきだと思います。また、特に西洋のアーキビストの方もこれに参画するべきだと思います。今回のこのミーティングの参加者は、近代のアーキビスト、それから前近代、歴史資料の研究者から今回は構成されていると思いますが、我々が協力をして1つの標準規格をつくるということはいかがでしょうか。特に韓国、日本、そして中国は協力するべきだと思います。

おととい、私どもは日本の国立公文書館に訪れましたが、そのときに内閣文庫というコレクションを拝見いたしました。この資料の分類はどうなっているんでしょうかという思いました。韓国でもやはり似たような資料を保存しております。分類の方法を私はやはり標準化するべきだと思います。これはとても重要なアジェンダだと思っています。そこで、それを1つの議題としてご提案を申し上げたいと思います。



司会 あわせてこの問題、今、金さんからは、アーキビストとそれから歴史家が協力して、さらには日本も韓国も中国も協力して1つの標準ができないだろうかという、大変大きな提案をしていただいたと思うんですが、この辺についてご意見、ほかのパネリストの方、いかがでございますか。

チェンさん、お願いします。

チェン 私は、分類もやはりとても重要な部分だと思っています。それはそのとおりだと思います。分類の調査、研究をするとき、特に電子記録が大変に大量になってきているので、そうなりますと、技術の細かいところは忘れて記録そのもの、つまりコンテンツにもっと注目するべきだと思うようになりました。金さんがおっしゃったとおり。しかしコンピューターサイエンスの専門家の方々というのはこういったことに自信を持って行えると言っているわけです。つまり、明らかに明白な課題を与えられたらできるとおっしゃっている。ですから、例えばフォーマットとか、こういった記録をどんなように生成するかという細かい技術的なことについては、我々はもう関知しないでアーカイブズの方に専念するというをした方がいいのではないのでしょうか。

司会 ほかにご意見のあるパネリストの方、ございませんでしょうか。

保立先生、ありますか。

保立 確かに今チェンさんがおっしゃられたように、コンピューターサイエンスの研究者に対して問題を投げかければ、相当こたえていただけているように思います。ただその場合に、日本と中国と韓国と東アジア全体で共通して問題を投げかけるということが必要になるわけですが、まず、要するに例えば機密文書ですとか、それから近現代の歴史にかかわるさまざまに問題がある文書、または十分発掘されていない文書、そういうものが最終的な課題になると思いますが、まず前近代のものを実験材料に

して、前近代の資料について実験材料にしてある形でコンピューターサイエンスの研究者に投げて、研究をし、共同の基準とオープンなシステムをつくっていくということが先行するというのは1つのやり方であるというふうに私も思います。

アーカイバルサイエンスや学問にとっては、最終的には機密ですとかそういうものはできる限り少ないほうが明らかに望ましいことでありますけれども、現状の中で取り組んでいくために、私たちが今やっていることを生かすために、まずそのコンピューターサイエンスと情報学と、そして国家と国民が一緒にやるために、どこの部分から取り組んでいけばできるかということはずいぶん考える必要があると私も思います。

司会 ありがとうございます。それでは、今出ている問題、これはフロアにいらっしゃる方も大変ご関心をお持ちの方が多いのではないかとこのように思いますので、そろそろフロアからのご発言もいただこうかと存じますが、ご発言をなさる方は挙手をしていただきたいのですが、発言されますときに、中ほどの通路に面して座っていらっしゃる方は、恐縮でございますが、中ほどにスタンドマイクがございますので、そこまでお歩きいただいてマイクの前でご発言をいただきたい。それから、通路から遠いところにいらっしゃる方は、こちらからワイヤレスマイクをお持ちいたしますので、マイクが届きましたらご発言をいただきたいと思いますが、ご発言の前にお名前とご所属をおっしゃっていただければ大変ありがたいと存じます。それではよろしく願いいたします。

まず、リーさんから。

リー 私ですが、ありがとうございます。サンミン・リーです。私はアーキビスト、そして歴史家でございますが、しかし前近代の歴史家ではありません。また、EASTICAのトレジャー、会計係です。

私の質問ですが、ちょっと今のディスカッション

ンについて具体的な質問をしたいと思います。1つは電子記録の政府における測定ということで、シャイディンさんと、それからティボドーさんへのご質問になると思うんですけども、ご存じのとおり韓国、それから日本の政府、そしてマレーシアの政府では DRM を採用しています。というのは、記録を電子的なシステム用に電子的に作成しなければいけないからです。ところが、DRM は国によってかなり違います。国によっては EDM を ERM と考えている、あるいは国によってはその2つを組み合わせていたりするわけです。

ところが、私どもの問題は、コンテキストとそして企業環境が各国によってかなり違うということです。例えば韓国政府は1つの EDM を電子記録作成システムとして使っていて、そして記録管理システムを独自のものをつくって、その記録、つまり EDM でつくった記録を電子記録の保管システムへと移管しているわけです。韓国の政府で1つユニークなのは、余りにもたくさんの省庁があるんですけども、電子記録の作成システムはしかし一元化されている、統一化されているということ、これはとてもユニークだと思うんです。ところが、シャイディンさんの話ですと、マレーシアでは ERM システムを複数持っていて、それを統一化しようとしていらっしゃる。マレーシアの各省庁は、例えば商業的なトリムという ERM のソフトウェアを記録作成及び管理、両方に使おうとしていらっしゃるのでしょうか。ERM のビジネス、民間企業というのはやはり市場拡大したいと思っている。特定の国とか地域によって ERM システムの普及度というのは違うと思います。

また、韓国政府のもう一つの問題は、彼らは1つの電子記録作成システムをつくっているんですけども、電子記録にはたくさんのフォーマットがあるんです。例えば国立公文書館ですとか、あるいはほかの政府機関の記録センター

などをこういったさまざまな記録のフォーマットをその1つのシステムに入れるのがとても大変です。EDM というのは1種類の電子記録しかつからない1つのシステムであって、しかしこれが正式な記録としてみなされてしまっているんです。

Eメールというのは正式記録作成フォーマットとしては使われていないんです。ところが、企業の多くはEメールなどを使っているんです。韓国ではEメールは2種類ありまして、1つは商用コマーシャルEメールベンダーを使って使えるもの、それから独自の社内の、つまり政府の省庁内でしか使われないインターネットベースのEメールがあるんです。ところが、このEメールはいずれも政府の見解では正式な記録としてはみなされないんです。そうなりますと、とても重要な、正式な、公式な政府の省庁と企業間の通信記録がなくなってしまう、失われてしまうんです。ところがそれが法律です。記録管理法でそういう文言があるわけではないんですけども、政府の行政局が出している政令というのがあって、その規定です。これは難しいんですがだれも苦情は言いません。ERM を開発してアーカイブ記録システムを開発することで、それを何とか機能させようと全員が努力してきたわけです。Eメールシステムなしでも、たくさんのいわゆる正式なE記録と呼ばれるものがあって、それらを保存するのに我々は十分仕事が今あるわけです。それだけでも大変なんです。

そこで、ぜひこういったことについてお話を伺いたいと思います。アメリカは違うような気がします。というのは、アメリカの環境保護庁の方とお会いしたとき、EPA のその方が省庁の記録システムを管理しているんですけども、彼女は、韓国政府がEメールを正式記録として認めないと言ったときとても驚いていらっしゃいました。それからもう一つ彼女が驚いていたのは、韓国政府が1つのユニークな電子記録生

成システムを一元的に使っているということに彼女はすごく驚いていらっしゃいました。そこで、マレーシアとそれからアメリカのケース、いずれもお伺いしたいと思います。

司会 では最初にシャフィーさんにお伺いして、その後ティポドー博士から細かくお答えいただきたいと存じます。ではシャフィーさん、よろしく願いいたします。

シャフィー ありがとうございます。

今のご質問ですが、トリムをERMSとして採用しているということについてなんですけれども、それ以前は、私どもはEDMSとERMSの違いについてしか知りませんでした。そこで、国立公文書館がトリムをERMSとして内部で使用するという決定をしたわけです。そうしたら、実際ERMSとそしてEDMSとの違いというのが何かということを実証できるだろうと、読むだけではなくて実証できると思ったんです。それ以外にも、システムのスペック、仕様書というのがあります。仕様書の中に細かいことが書いてあります。政府の機関が独自のERMSのシステムを別々に入札、応札させて、それぞれを使うわけです。

政府は過去、チーフセキュレタリーがローカルに開発したERMSという話をし始めました。つまりトリムというシステムの採用を決めたんですけれども、その後で別の省庁がERMSを独自で開発したいと言い出した、その場合にはローカルなエクスペルティズを採用しなければいけないと。つまり、全省庁で共通のアプリケーションを開発するんですか、いえ、問題は、国立公文書館は新しいシステム開発については一切権限を持っていないからなんです。それが問題です。ただ、システムの使用の中で政府がEDMSを採用したわけなんですけれども、その後最近まで議会の承認が得られなかったんですが、政府が承認したら、国内で採用されるすべてのシステム、構築されるすべてのシステムはその政府のスペックに合致しなければならないと言っ

たわけです。2週間前の会議でチーフセキュレタリー、内閣官房長官のことだと思いますが、会議についても議事録などは文書では出さないという発表をいたしました。つまり紙の記録がそれ以降は出されないと。その後の通信についてはすべてEメールで行うという命令を出したわけです。また、規制としてヤフーとか……。

司会 どうもありがとうございました。

それではティポドー博士、よろしく願いいたします。

ティポドー 基本的には合意できる場所があると思います。それぞれコンテキストが国により違いますし、共通点もあり差異もあると思います。アメリカの法律、マレーシアの法律、似ているところもあるかと思います。何が記録であるかを定義するにおいて、ドキュメントの形式は重要ではない。つくられ、そしてそれが受領されるということ、そして価値のある情報が含まれていれば、それは政府のことにかかわるということであれば公文書であると。

90年代の頭には、かなり重要なホワイトハウスのレーガン、ブッシュ政権に関しまして国立公文書館との訴訟がありました。アメリカの公式な見解ではなく、私個人の意見ですが、そのときに政府の方が負けて公文書館の方が勝ったわけですけれども、裁判所の意見といたしましては、Eメールは、政府のことにかかわる場合にはこれはやはり公文書として管理すべきだということでありました。ホワイトハウスの方々がペーパーの方をシュレッダーで処分したいものを破棄したためEメールが使われていたのは幸運でありました。同じレコードが90回も、100回もコンピューターシステムにバックアップすることもあり、電子バージョンがあったということでございます。

また、もちろんアジアの国々の状況もまたそれぞれあるかと思えます。EASTICAの会議等で聞いておりまして、アメリカとアジアの国々の大きな違いは、我々はあまりに巨大すぎるた

えに、単一の記録管理システムを作り上げようという試みがないことです。各省庁において記録管理に関する規定はあり、また電子記録に関しての規則は非常にハイレベルで、特殊なものです。

皮肉なことに、防衛省にはレコード管理のアプリケーションにスタンダードがあります。私も防衛省とそのスタンダードをつくるのをお手伝いしたものですけれども、その後ナショナルアーカイブの方に戻ってまいりまして、政府全体に広げてもいいスタンダードだというふうに判断しました。しかしそれは記録管理の基礎としていいけれども、採用しない決定をしました。

なぜこれを必要としなかったかという理由ですが、やはり記録管理のアプリケーションというのは、先ほども話がありましたように、やはりその適用性によって限定され、根本的には紙媒体に置き換わるものです。技術がここまで進展してきましたけれども、一方で、ワープロソフトで作成されたドキュメントやEメール等がプリントアウトされるわけです。しかし、多くの政府は、データベース、地理情報システム等かなり高度なシステムを用いて機能しています。そこでは、情報が人間に利用されるためにスクリーンに映し出されたりします。けれどもプレゼンテーションのときにはそのデータをGISやその他のアプリケーション等いろいろなところから持ってくるわけで、それがいろいろなタイプのプレゼンテーションとしてあらわれます。データベース全体、GIS全体をも包括していかなくてはいけない。それらから各省庁のプレゼンテーションが生成するというふうになっていくわけです。ですので、それを今現在ある技術を用いて電子的な記録システムで表すことができるのです。

我々が共に仕事をしているほかの19の省庁が承認してくれた新しいイニシアチブを、我々は発進させました。これは電子管理サービスに関わるものです。これはオブジェクトマネジメン

トグループによる、自主的なスタンダードになりつつあります。このグループは技術産業界や政治団体による主要な団体です。レコード管理というのはそのシステムの中でファイリングしたり、プリントしたりするのと同じようなサービスであり、GISでもそのほかのアプリケーションからもそのレコード管理のサービスを呼び出して、そのアプリケーションの記録をきちんと管理させる、維持させるためのサービスであるという考え方です。オブジェクトマネジメントグループがこれを標準として採用いたしました。アメリカの政府のスタンダードというわけではないんですけれどもOMGのスタンダードをつくるためには、少なくとも3つのメンバーカンパニーがコミットメントの手紙を送らなければいけないことになっています。ぜひこの二、三年の間に成果が出てくるのを期待しています。

司会 それでは、ご質問もうお一方いらっしゃったと思いますので、どうぞその方、お願いいたします。

それで、ちょっとご発言の方にお聞きしたいんですが、ご発言の際は必ずマイクをお使いくださいということでございます。同時通訳がついておりまして、マイクを使っていただかないとブースの中へは聞こえないと、こういうことでございますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

ではどうぞ。

—— クンルンワンと申します。幾つか具体的な質問をしたいと思います。

最初のもは、電子的な記録の外部保護、保全についてお聞きしたいと思います。日本の国立公文書館に行きましたときに、日本は非常にすばらしい努力、そして紙のドキュメントの記録の努力もなさっていらっしゃるかと思います。ぜひ日本の専門家の方、具体的な要件、例えばファイバーキャリアなどの要件もあるんでしょうか、電子記録が使われる場合、マイクロフィルムとかほかのディスク、ファイバーマテリア

ルなどこういったものが同じかどうか、光ファイバーが同じかどうか聞きたいと思います。

それから、ケネス氏にもお聞きしたいんですけども、メタデータの保全につきまして、何か要件あるいはルールはありますか。データの損失につながるような、あるいは真正性が疑われるというような場合、あるいはリスクがあった場合、どのような手段をとるのでしょうか。あるいはどのようにしてメタデータの保護の措置をなさっているのでしょうか。

司会 これについては、実は日本の国立公文書館の関係者に対して向けられた質問であったと思いますので、これはどなたに答えていただくかちょっとお考えいただくことにして、その間に、後のメタデータの保全に関するティボドー博士に対するご質問に答えていただきます間に、日本の国立公文書館の関係者、どなたか回答の用意をしていただきたいと思います。多分中島さんかということになるかと思います。あるいは、その一般論としては、きのう基調講演をしていただいた杉本先生にも一般論としてお話をいただこうかというふうに思っておりますが、まずティボドー博士、ひとつよろしくお願いいいたします。

ティボドー 私は答えを準備する時間がなかったのでちょっと厳しいですけども、質問を2つに分けていきたいと思います。メタデータには2つのカテゴリーがあります。

まず記録を作成する省庁がつくったメタデータがあります。これは記録の一部だと思っていますので、このメタデータは記録の一部として保全をする必要があります。ただ、先ほど電子記録アーカイブシステムについて述べた時に言いましたように、システムは根本的に拡張可能なものです。メタデータをどういうふうにするかということは、まだ全部はわかっていませんが、しかしいくつかは分かっていることがあります。電子記録のタイプには、データベースのように構造化されたもの、あるいはEメールの

ように半構造化されたもの、to・from・subject・日付・メッセージ・添付などの構造はあるけれど、メッセージや添付の内部には構造がない があるかとは思っています。

このようなデータがシステムに入ってきたときには、これに対するメタデータ、またメタデータがどういうものであるかに対するメタデータ、いわばメタメタデータというものが必要になってくるわけでありまして。システムは記録をまず見まして、メタデータに合っているかどうかということをチェックします。30年くらいのこの分野に関しましての経験がございまして、例えば、我々の中に入ってきたこのようなタイプのデータの中で、6カ月間の間に25%から33%くらいはメタデータと実際のデータに差異、ギャップがあります。これをすぐにチェックいたします。問題があるときにはその作成省庁に戻りまして質問をし、問題を処理してもらいます。

ただ、問題はいろいろあります。記録を取るのがうまくなくて、メタデータを本来はつくるはずだったのにつくっていなかったというようなこともありますし、あるいは非常にばかなことだった場合もあります。非常に小さな省庁で、データベースは非常に重要なアプリケーションで、すべてのお金もそれで管理していたと。すべての記録を、例えば5,000バイトの長さで送ってきたと。だけれども実は5,016バイトで本当は送られてきたときに、その16バイトは何でしょうかと、後ろの方に、1フィールドにタグされて入っているのか、それとも6フィールド、8フィールドの中にそれぞれ入れられているのかということを知りたいんですけども、そのディスクカッションなんですけれども、どうなっているかということがわかり、満足する答えが出るまでに1年くらいかかりました。余分な16バイトの部分ですね。ですので、教訓というのは省庁からのメタデータに最初から注意をしておくてはいけないということです。そして、記録の一部として扱うべきだということです。

それから2つ目のメタデータに関する問題として、NARAがライフサイクルマネジメントのデータと呼んでいるものがあります。つまり、皆さんが記録をライフサイクルにわたって管理するために必要な情報が入っているタイプのメタデータです。LANシステム、ERAでは2つのやり方で扱っているんですけども、例えばスーパーメタデータデータベースというのがあります。そこに我々が管理している基本的なアメリカ政府の情報、あるいは我々が情報を管理している省庁に関しましての基本的な情報を入れていく。全く同じというわけではないんですけども、BERSシステム、オーストラリアのビクトリア州と同じような形で、メタデータをラッピングする形で扱っています。ビクトリア州は非常に小さいということですのでレコードができるんですけども、我々は非常に大きいので、幾つかのシリーズのレベルでやらなくてはならない、じゃないと仕事が終わりませんので。ただ、データ管理の2つのアプローチがありまして、1つ目には、日常的な業務の部分、それから2つ目はメタデータをラッピングすることによって、もしシステムの方が壊れてしまったときにも、レコードあるいはストレージの方はそのままラップされて残るというふうにしていくわけです。

司会 それでは、まず一般論から。杉本先生は国立公文書館のデジタルアーカイブズシステムの検討委員会のメンバーでいらっしゃいますので、ぜひ杉本先生からご発言をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

杉本 筑波大学の杉本です。日本語でいきます。

まず、今ご質問でメタデータのお話と、それとフォーマットのお話がありました。それで、たまたま私自身ダブリンコアということでメタデータにずっと絡んでいますので、個人的にメタデータの長期間の利用に関して考えてみたいと思うんですが、ダブリンコアというのはごく

ごく小さいコミュニティで、ごくごく小さなエレメントセットを考えているんですが、その中ですら、ある種10年ぐらいたってその意味的な違いが出てくることを経験しています。ですので、長期にわたってメタデータを使っていくということはそのメタデータのスキーマをきちんと管理していくこと、その必要性を持っていると思います。

そういう意味では、今メタメタデータの話もありましたけれども、できるだけネットワーク上でたくさんの人からわかる形で、長期にわたって安定したフォーマットでメタデータスキーマの情報を提供していくことが大事なんであろうというふうに私は思っています。それがメタデータに関しての私の思いであります。

それから、そのフォーマットに関してですけども、これはポーンデジタルのコンテンツの話と、それからデジタル化されたコンテンツの話で少し違うかと思えます。国立公文書館におきまして、いわゆるデジタルアーカイブのシステムを行っておられますけれども、そこでは基本的に国際標準で安定したフォーマットを選ぶことで進められておりますし、それからメタデータについても基本的に国際標準ということに進められてきたと思います。きっとここで本当に考えていけないといけないのは、ポーンデジタルなコンテンツに関しての、ポーンデジタルリソースに関してのフォーマットの問題であろうかと思うんですが、日本国内でも、要は今まだ議論をしている最中であるところであると思うんです。

そういう意味ではデジタルリソースの種類が非常に多いので、その中でまず扱ってもよいというか、その保存のまず対象とするそのリソースの種類から決めているところであると思います。そういう意味では、日本のその政府の文書、いわゆる公文書としては先ほど電子メールというのもありましたし、あるいはウェブページなんかも一応行政機関が仕事として扱う、あるいは

は仕事としてつくる文書はすべて公文書であるというふうに従っておりますので、いろいろな種類の文書が公文書として扱われていると理解しています。

そういうものの中で、今本当に保存の対象として最初に試験的にやってみようというのはいわゆる普通の、例えばワードプロセッサで作られた文書ですとか、あるいはエクセルで作られたような文書、そうしたところから始めていくんだろうというふうに思っていますし、まず安定したフォーマットとしては、それを例えばページのイメージデータとして持つ、プラスそのもとのコンテンツのサイズといいましょうか、もともとのフォーマットで持つという、多分そうしたことを行っていくのかなというふうに私自身は想像をしています。ここは多分これから決まっていく話であって、今日本国内で決まったものはないというふうに理解しております。横でムタさんがうなずいておられますので……。

司会 では、ちょっと牟田さんに補足していただきます。

牟田 画像フォーマットに関しましては、一応 JPEG2000 を公文書館は採用しております。これに関しては国会図書館の近代デジタルライブラリーでも採用してしまっていて、一応国会図書館と公文書館で JPEG2000、この国際標準のフォーマットを使っていこうというふうになっております。

司会 ありがとうございます。

日本の現状はそういうところだということでご理解いただければと思いますが、それでは、ほかにフロアの方からご質問ございませんでしょうか。

それでは、杉本先生どうぞ。

杉本 先ほどのそのパネルでの話で、多分東アジアの中でのいろいろな違いを越えたその中で、共同、協調しているいろいろなことをこれから進めていかないといけないということが話題に

あったと思います。例えばそのメタデータしてもそうですし、あるいはその保存のためのフォーマットをどうするかといった問題も同じことだろうと思います。それから分類をどうするかというお話もありました。

その一方で、東アジアの地域ではとにかく言葉が違う、文化が違う、それからアーカイブということで長い歴史を扱わないといけない。そうすると非常にそのダイバーシティが大きいと思います。非常にたくさん、本当に違うものを扱っていかないといけないと思います。ではその中で共通に扱えること、要は何か共通にしないとお互いにコミュニケーションができないですから、共通にできることというのを何かパネリストの方々でお考えがあればお伺いしたいです。

司会 これはすべての方にご質問ということでございますね。ということだそうでございます。東アジアの方ということでございますので、ティボドー先生には最後に答えいただくことにしまして、今度は十分考えていただく時間を差し上げたいと思います。

それで、金さんからひとつよろしくお願いたします。

金 我々の経験では、記録管理システムを開発されたときにメタデータの役割の問題が最後に出ました、ビジネスのマネジメントシステムにおいて。しかし将来のビジネスは変わっていくでしょう。と同時に、メタデータはそのシステムに移管されます。もしメタデータの構造が直接ビジネスマネジメントシステムに接続されているのならば、やはりそれごとに改正しなければいけないと思います。それが最後にディスクッションとしてされました。そのシステムのデザインでは、いろいろな電子記録を受け入れますメタデータ構造として、今や標準的なメタデータ構造を設計しています。ことし末には確立されるでしょう。それが問題です。

サンミンさんからのコメントを復元させてい

ただきますと、韓国においては幾つかのシステムがあります。ビジネスマネジメントシステムにおいて、ほとんどのシステムは標準的なシステムです。大統領、内閣府にフォーカスして、そしてそれ用のビジネスマネジメントシステムをし、そして業績評価もしています。すべてのシステムが全部リンクされています。単一のシステムを使っています。韓国政府は、ですから標準的な単一システムを開発しています。そして特定の省庁では独自開発しています。

司会 ありがとうございます。それでは、チェンさんお願いいたします。

チェン 電子記録の管理の観点からいいますと、コラボレーションというのはお互いに学ぶことができますと思います。そして、システムが変わっていてもメタデータが違ってもお互いに勉強できるということで、将来は明るいと思います。情報そしてリソースの供給化、そしてアーカイブズの情報の共有化の観点からいいますと、私見でございますがフォーマットの標準化はそれほど緊急課題ではないと思います。技術が発展すれば簡単に情報を、構造が違って、またフォーマットも違って共有できるのではないのでしょうか。総合運用性は必要ないと思います。技術自身について課題は余りないと思います。

司会 サンミンさん、ございますでしょうか。何かご意見。

リー ありがとうございます。では、杉本先生に答えたいと思います。保存の観点です。

いろいろなフォーマットが現在市場に出回っております。いろいろなフォーマットがあります。やはりアーカイブズにおいてはいろいろなフォーマットに対応できなければいけないと思います。そして、すべてのメタデータの標準を国立公文書館で開発するためかなりの時間を費やしてきました。アドバイスをということでありましたら、これにはかなり時間を費やしましたのでアドバイスを提供できると思います。それから、アーカイバルな規格、アーカイバル

記述基準もかなり時間をかけておりますので、一緒にメタデータの標準規格を開発するお手伝いはできるかと思えます。これで終わりです。

司会 保立先生、何かございますか。

保立 東アジア歴史資料研究機関協議会で議論していることについてご紹介をします。

報告いたしましたように、韓国のキムヒョン先生から、XML データと電子地図、電子年表を組み合わせた歴史情報のレジストリーシステムを開発しようという提案をいただいております。そういう意味では、冗談で話したのは、日本、中国、韓国のその観光地図を、要するに歴史データも入れる形でほんとにつくれないかというような話が例えば出ました。

これは報告でも申し上げましたように、いわゆるオントロジーの形成に関係してきているというふうに理解をしております。要するに、例えば人名ですとか地名ですとか、それを例えば人名ですと系図、父母、住んでいるところ、年齢、役職等のそのデータをつくって、それを要するに徐々に研究過程の中でつくっていくことによって、メタデータからデータにそのコンテンツに至るのではなくて、データの中身のそのキーワードからデータに到達するというシステムが欲しいということを話しているわけです。

2番目に、これは完全につぶれてしまったことなんですが、韓国の国史編纂委員会と、私どもの資料編纂所と、京大の人文研とで科学研究費の大きなそのプロジェクトが、技術の方の科学研究費ですけれどもそれに応募をしまして、歴史用語の総合翻訳システムをつくれないうことを提案したんですけれども、去年出しまして見事に振られてしまいました。

ですから、要するに確かにその全く言葉が違うものですからこれが非常に大きな問題で、例えば韓国の前近代の漢文でも全然意味が違うわけです。ですから、それを相互に翻訳してこちらで入れれば向こうで入れてくると、同じ言葉



が理解できると、そういうそのシステムをつくることを韓国の国史編纂委員会と資料編纂所が中心になって議論をしましたけれども、国史編纂委員会の方、来られている方もご存じのようにつぶれてしまったので、申しわけありませんと、私は去年国史編纂委員会に謝りに行きましたけれども、そういうことで、例えば共通に扱えることといいますとどんなことが考えられるのかわかりませんけれども、ただ、こういうことはやはりあくまでも文化的ないし背景、下支えの仕事であって、やっぱり一番大変なのはそのプラクティカルな現代のその行政資料をどうするかということですので、こういう作業は何らかの形で役に立てばいいと思うんですけれどもということですよ。

司会 ありがとうございます。

それでは、お待ちいただきましたティボドー博士、ひとつよろしく願いいたします。

ティボドー 日本の国立公文書館をおととい訪れましたとき、紙の記録などで劣化しているものを修復するためのすばらしい技術を見せていただきました。このテクノロジーは実は世界的にもかなり普及しておりまして、シンガポールでも、ヨーロッパでもアメリカでも使われておりました1つの共通のテクノロジーなんです。でも、だからといって、そういったそれが適用される記録のユニークな性格というのを決めてなくしているわけではない、減じているわけで、むしろ記録を保存するアーカイブズの能力を強めているわけです。ですから、私は電子記録の共通性も同じようなところで見出すことができるのではないかと思います。

すべての国立公文書館というのは日常業務から非常に抽象的レベルにおいてまで大体共通の問題を抱えています。例えば金先生が、韓国の国立公文書館がプロノムというあるソフトウェア、これはイギリスの国立公文書館が開発したソフトウェアを使うとおっしゃっていました。これはいろいろなフォーマットについての情報

が入っているんですけども、イギリスはまたドロイドという、これに匹敵するようなソフトウェアをつくりました。デジタルファイルを見てそのフォーマットを実際自動的に判定するというものなんです、そういうソフトウェアをアメリカのERAのシステムでは両方使うことにしています。もちろんほかの2か国とは全く違った記録容認ですけども適用することにしています。

ほかの文化機関など、デジタル文書を保存しなければならない機関が抱えている問題というのは複雑で余りにも大きいために、やはり共通項というのを何とかして見出さなければ、そしてお互いから利益を得られるように、力を合わせられるところはどこかということを見出さなければできないと思います。もちろん、我々がそれぞれ保存したい大きな差異というのはあってそれは重要で維持しなければいけないけれども、共通項も大切だと思います。

司会 これについてはまだまだたくさんの方が、ご質問の手が挙がっていたかと思いますが、最後にお一人だけ、時間の関係で。はい。よろしく願いいたします。なるべく、大変恐縮でございますが、時間がございますので簡単に。

—— きのうのディスカッションを伺っていますと、中国のチェンさんが、デジタル記録を長期保存する場合は紙にも落とすということが中国の規定だというふうにおっしゃっていましたけれども、ほかの国の方は特にそういう言及はなかったんですけども、デジタルを、例えば菊池館長さんのお話だと、1,000年残すためにはデジタルのままで残すというのは相当の運用コストがかかるんじゃないかと思うんですけども、そういう運用コストを計算した上で、きのうのティボドーさんのお話とか、そういう計画は進んでいるのでしょうか。運用コストの面からもちょっとお話を伺いたしたいと思います。

司会 そのデジタル記録を保存する場合にですね。チェンさんにはよろしいんですか。

—— ええ、チェンさんの方は、紙で持っていますと。

司会 チェンさんのは伺ったと。

—— ええ、ですから運用コストを割と、紙という保険がありますので……。

司会 わかりました、ではほかのパネリストの方に伺いたいと思いますが、保立さんに伺ってよろしいのでしょうか。マレーシアのシャフィーさん、よろしく。マレーシアではどういふふうにしていらっしゃるかという。特にございませんか。

シャフィー コメントはございません。私どもはまだ開発途上の段階ですから。

司会 チェンさんのお話に触発されてのご質問でしたから、韓国の金さんからお願いをしたいと思いますが、いかがでございましょう。

金 では、やってみたいと思いますが、アーカイブ作業については、紙の記録であろうと電子記録であろうと、その保存は長期であるべきだと思います。実際、中国では恒久的な、永続的な記録という分類があります。電子記録が出てくる前あるいはそれ以降も、電子記録、紙記録両方についていずれも保守、維持コストは高いと思います。でもそれは私どもの生活、国民としての歴史の記憶を維持するためのコストだと思っています。ただ、そのコストに対するリターンというのは余り大きくはないと言えと思っています。

デジタル記録、電子記録について、電子化した記録について中国が紙の記録も同時に保管しているというふうに先ほどおっしゃったのでしょうか。シャフィーさんが先ほど、電子記録と紙の記録との間のおっしゃいましたが、アーキビストの観点から申し上げますと、ICAのマクドナルド氏がおっしゃった言葉を思い出します。彼いわく、自分自身に能力があったら紙のドキュメントに戻したいとおっしゃったんです。というのは、ペーパーの記録でしたらずっと永久保存できる自身があるからだとおっしゃ

いました。今現在の我々にとっての一番大きな課題、リスクというのは、私どもの現代の情報を失ってしまうというそういうリスクだと思います。紙の記録について、そしてそれと共存している電子記録については、両方の媒体をこれからも保存していくべきでしょう。もちろんそれはコストがかさむことですがそれでもそうすべきだと思います。今は本当に移行期ですので、こういった時期はそのようなコストを払っても仕方がないと思います。それに対するリターンはあると思っています。

電子記録の保存に関しては、メタデータとオリジナルのファイル、そして電子書面などを変換する際の1つの目的というのは電子記録のためということなんです。というのは、将来私どもの社会ではどんどんとデジタル化していきます。デジタル技術がこれからどんどん発展していきます。そうなりますと、将来一般国民はデジタルの形式でアクセスをしてきます。ですから、できるだけデジタルなフォーマットで保存するというのが我々の答えです。

韓国では、重要な電子記録はアナログのフォーマット、それからコンピューター、マイクロフィルムなどに落とされます。つまり重要な情報についてはそのような媒体でも保存いたします。それから、紙の記録についてはアーカイブ法というのが制定されています。アーカイブ法によりますと、恒久的な紙の記録というのは2種類に分けられます。1つはマイクロフィルムで取り込んで、オリジナルの紙の記録をそのまま保存するという種類が1つ。もう一つは、マイクロフィルムに取り込んで、そして紙の記録は破棄してもいいものというのが2種類目です。その2つの分類の区分というのが新しい改定版のアーカイブ法で規定されております。

司会 それではティボドーさん、話を進めてください。

ティボドー 今度の春、韓国の国立公文書館では新しいビルができますね。かかる費用はア

メリカドルで1億3,000万ドル以上ですね。93年には、アメリカのNARAで2億5,000万ドルのビルが建ちました。電子記録アーカイブシステムでは今まで1億2,000万ドル使ってまいりました。来年度予算もまた5,800万ドルは使います。かなりの金額になります。92年にオープンしたビルは、もう既に紙の書類でいっぱいです。もうこれ以上紙を入れられる余裕はありません。では、あと今の10倍書類が増えたら、そのためにはまた10億ドルお金を使ってビルをつくるのでしょうか。不可能です。

電子的な記録アーカイブシステムを今つくっています。これは2年に1回つくり、10倍のボリュームを許容できることになる。そのときのコストの増加分というのはそんなに高くないわけです。最近6年間にわたる、アメリカのNARA、それからイギリスの公文書館におきまして、どれだけのコストが紙の場合かかるのか、そして電子記録の場合どれくらいなのか、ビルのスペース、必需品あるいは人件費なども見ました。ペーパーの方がやはり1,000倍ぐらい電子記録よりもコストがかかるということがその評価で出てきています。ですから、電子記録を保存する以外もう代替案はありません。

司会 大変貴重なインフォメーションをいろいろいただきまして、まだまだ続けたいところでございますけれども、残念ながら時間がなくなってまいりました。

きょう提起されました、例えば国際協調の問題とか標準化の問題とか、あるいはその保存の仕方とフォーマットをどうするかというような問題、全部そのデジタル化に絡んでのアーカイブズの、21世紀のアーカイブズがどうなっていくかということございまして、基本的な問題が提起されて、それに現時点での取り組みが紹介されてきたと思いますが、すぐに結論が出るような簡単な問題ではないと。そのためにも、我々が毎日毎日新たな知識、そして経験、実験というものを積み重ねて、その知見を相互に交

流することが必要であろうと思います。そのために、EASTICAもあるいはICAも、来年は韓国で4月に、そしてまた7月にクアランプールで再び顔を合わせて知見の交換をするということで、よりよい解決策を探っていきたいというふうに考えております。本当に今日は有意義なご討議をありがとうございました。

ご講演をいただきました保立先生、シャフィーさん、それからパネリストとしてご発言をいただきましたチェンさん、それから金さん、それからティボドー博士、さらにはフロアからご発言いただいた杉本先生初め各位に厚くお礼を申し上げます。ひとつ壇上の皆様には拍手をお願いいたします。

## 閉会の辞

司会 それでは最後になります、本日のこのシンポジウムにご参加くださいました出席者を代表いたしまして、駿河台大学文化情報学部教授でいらっしゃるメディアセンター長の金容媛教授から、我が国の現状を踏まえて本日のシンポジウムをお聞きになった感想、また、きょうご出席のお仲間の皆様方へのメッセージをちょうだいしたいと存じます。

なお、金先生を簡単にご紹介いたしますと、金先生は韓国の梨花女子大、韓国語ではイーハーということになるのでしょうか、梨花女子大で学ばれて日本の慶應義塾大学の大学院、さらにはアメリカのイリノイ大学で学ばれて現職についていらっやいます。

よろしく願いいたします。

金 高山先生、ご紹介ありがとうございます。本日、この国立公文書館及び EASTICA の主催によるそのシンポジウムが盛大に行われましたことを心よりお祝い申し上げます。

シンポジウムにおいては、「デジタル時代のアーカイブ アジアからの発信」というテーマで各国の指導的立場にある専門家の方々から大変有益なお話を拝聴することができました。これは個人的にも非常にうれしいことで、心から感謝申し上げます。このように国際会議が準備され、成功に導かれた事務局の皆様にお礼とお祝いを申し上げます。諸先輩の方の前で必ずしも専門でない者がこうしてごあいさつ申し上げることを大変恐れ多く、また光栄に存じます。事務局のご指名の理由は、恐らく韓国と日本という2つの国の背景を持っていること、そして図書館情報学専門でありながら図書館アーカイブズ分野の構想を持つ大学で教えているという2点かというふうに思っております。

東アジア、とりわけ日本、中国、韓国は、歴史的に文化、学术交流の長く深い関係があるも

の、同時に伝統とその制度的側面の差異が多々あります。例えば、同じ文字の漢字を使用しても、標準化といった解決すべき問題、技術的な問題などがあるかというふうに思います。情報流通には国境がないものの克服すべき課題が内外に多く内在しています。さまざまな歴史、文化の記録や情報を共有するには、より一層の相互理解と共同研究が必要であることはもちろん、特にこのような人的交流、人的ネットワークの実現が急務であると思っております。そういった意味で、このように各国の専門家が集まり、共通のテーマについて議論し発展方向を模索することは大変有意義なことでありました。

また、これからの課題の1つとして、知識、記録、文化資源を扱う機関である図書館、博物館、文書館の連携を進める必要があると思っております。ご存じのように、幾つかの国では政策として3つの類縁機関の戦略的な連携が急速に進められております。日本においても、最近そういった連携に関する傾向が見られるようになりました。既に欧米では法規及び行政の面で連携を進めておまして、例えば、米国では図書館と博物館関連法の統合、またカナダでは国立図書館と文書館の統合が行われました。英国では図書館、博物館、文書館に関する政策諮問機関が統合されました。国際標準職業分類及び主要国の専門職の分類網、アーキビスト、キュレーター、ライブラリアンは同じ分野の専門職として位置づけられております。主要国において図書館情報学大学院でアーカイブズ専門職教育も行われるケースが多いことは、将来の方向性を示唆するものであると考えております。身近な例として、私どものメディアセンターも規模は小さいのですが従来の図書館、博物館、大学アーカイブズの機能を統合し、複合施設として新設いたしました。こうした傾向は、欧米の大学はもちろん、日本の大学でも見られるようになりました。

私たち図書館、文書館の専門職は、人類の文

化遺産を未来に継承する重大な責任を持っており、ともに力を合わせる協力者であり仲間であります。記録や資源、サービスを共有できるよう、より緊密に協力し切磋琢磨し、お互いの存立と発展のパートナーになるべきであると考えております。私たちは変化の時代に生きています。何かが変わる、あるいはまた、何かを変えるということは非常に難しいことです。しかし、我々が未来を考える能力と熱意があればチェンジはチャンスであります。私たち専門職は忍耐と熱意を持って、お互いを励まし合いながら未来のために挑戦していくことが与えられた使命だと考えております。

重ねて、本日のシンポジウムの成功と、会議

を成功に導いた事務局の皆様にお祝いを申し上げます、ご参加の皆様のご健勝をお祈りしごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

司会 金先生、どうもありがとうございました。

これをもちまして、本日のシンポジウムのすべてのプログラムが終了いたしました。ご参加の皆様方にこの場をかりまして厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それから通訳の皆さん、本当にありがとうございました。皆様方、ブースの通訳の皆さんに盛大な拍手をお願いしたいと思います。

#### パネリスト

陳 伝 (Chen Wei)

北京市档案馆 IT 部長。1992年、北京師範大学システム理論学科卒業。2006年、中国人民大学档案学科修了。中国档案学会副会長、自動化委員会会員。北京档案学会近代技術採用委員会 (Modern Technology Application Committee) 副委員長。多くの研究プロジェクトを主導し、そのうちの一部は中国国家档案馆ならびに北京市档案馆から表彰されるなど、多方面で活躍中。

金 才淳 (Kim Jason)

1992年、韓国政府記録保存所 (当時、現国立公文書館) にアーキビストとして採用。1996～2000年、韓国公共機関記録物管理法の制定に関与。2002～2003年、国立公文書館新館建設プロジェクトに参画。2005年から、電子記録・アーカイブズ管理システムの刷新及び設計プロジェクトを担当。現在は、プロセスリエンジニアリングチームの責任者として、記録管理システムの改革に取り組むと共に、平成20年の新館開館式典の準備にあたっている。

司会

高山 正也 (Masaya Takayama)

1941年生まれ。慶応義塾大学商学部卒業、慶応義塾大学大学院文学研究科図書館・情報学専攻修士課程修了後、東京芝浦電気(株)技術情報センター、カリフォルニア大学パークレー校訪問研究員、慶応義塾大学文学部教授を経て、2005年より国立公文書館理事、2006年より慶応義塾大学文学部名誉教授。2003～2005年、内閣府に設置された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の座長を務める。